

外国人登録制度が変わります

問い合わせ 市民課 ☎2143

2012年7月9日から、外国人登録制度が変わります。現在の外国人登録法は廃止され、外国人住民の方にも日本人と同様に住民票が作成されます。

このため、住民票に記載される内容を事前に確認してもらうため、外国人登録情報を元に作成した仮の住民票（仮住民票）を送付します。



仮住民票の対象者

2012年5月7日現在、市に外国人登録をしている外国人住民で、2012年7月9日の時点で、適法に3カ月を超えて市に在住している方が対象になります。7月9日時点で短期滞在者や在留資格のない方には、仮住民票は作成されません。

仮住民票の送付

対象者には、世帯ごとに仮住民票を作成して送付します。2012年5月7日以降に登録住所へ送るので、記載内容の確認にご協力をお願いします。仮住民票は、2012年7月9日に正式な住民票になります。記載内容が実際と異なる場合は、変更の手続きをしてください。

正確な外国人登録のお願い

入国管理局や市役所に在留資格変更、期間更新、住所変更などの届出をしていない方は、仮住民票が正しく作成されない場合があります。早めに手続きをしてください。

漢字氏名表記

新制度では、中国簡体字・繁体字の氏名の漢字は、外国人登録証明書とは異なります。法務省の漢字変換ルールに基づき、日本の漢字に置き換えて記載します。

（例）「張」↓「張」
通称名

外国人登録証明書に記載されていた

「通称名」は、住民票と住民基本台帳カードには記載されますが、特別永住者証明書と在留カードには記載されません。2013年7月以降、外国人住民も住民基本台帳カードを作れるようになる予定です。

住所変更

住所を変更する場合は、在留カード、特別永住者証明書、または外国人登録証明書のいずれかを持参してください。他市区町村に住所変更をする場合、転入の届出だけでなく、転出の届け出も必要になります。転出地の役所で手続きをしてください。

また、国外に転出する場合は、再入国許可を得ている場合であっても、転出の届け出が必要となります。

その他注意事項・留意点

○短期滞在者や在留資格が無い方など、新制度の対象者でない場合は、住民票や印鑑登録ができません。該当の方は、2012年7月9日をもって印鑑登録は廃止されます。

○7月9日以降、住民票に記載されない情報の証明が必要な場合は、本人が法務省へ直接請求することになります。

○2012年6月9日以降に「外国人登録証明書」の確認・切替申請など、交付を伴う申請を行った場合、「特別永住者証明書」、または「在留カード」が交付されます。

広げよう 地域に根ざした 思いやり

民生委員・児童委員の活動にご協力を

問い合わせ 福祉課 ☎2152

5月12日(土)は、民生委員・児童委員の日です。

民生委員・児童委員（主任児童委員を含む）は、常に住民の立場にたって、安心して暮らしやすい地域社会をつくるために、無報酬で活動しています。担当する地域の中で、生活上の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するためのお手伝い、支援が必要な方の見守りなどを行っています。また、民生委員・児童委員には、法律で秘密を守ることが義務付けられていますので、安心して相談してください。



地域の方に安心して暮らしてほしいと考えています



木下 諠さん

（比作、安条、八丁全域担当民生委員・児童委員）

民生委員・児童委員を拝命して、1年余りが過ぎました。先輩委員から概要をお聞きし、区内のお宅を一緒に訪問しました。高齢化が進んでいる地域の現状を改めて知るとともに、民生委員の業務の多さに戸惑いました。

新任研修会や社会福祉夏季大学受講などとおして、民生委員・児童委員としての自覚も芽生えてきました。在宅高齢者の実態把握調査を実施して、老老介護や病氣と闘いながら生活をしておられる方々に接し、今まで私が抱いていた以上に厳しい現実があることに気付かされました。

最近、虐待や孤独死に加えて、孤立死の話題が多く報道されています。

が、これらは近隣同士の繋がりが希薄になり、他人との関わりを持たなくなったことも原因のひとつだと思います。幸いにも、私の担当地区においては、社会福祉協議会のご指導により、助け合いマップ作りを推進し、昨年完成しました。これは、高齢者が暮らしておられるお宅を近所の人々が、その安否を確認できるように、「誰を誰と誰が常に見守る（監視ではない）」という体制を表したものです。

このように人と人との関わりを大切にし、地域の方が安心して暮らせるよう、民生委員・児童委員として誠実な対応を心掛けていきたいと思っています。